

る。

（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市訓令甲第2号

宇治市福祉こども部及び健康長寿部職員市内出張旅費取扱規程及び宇治市福祉こども部及び健康長寿部非常勤職員市内出張旅費取扱規程を廃止する規程を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市福祉こども部及び健康長寿部職員市内出張旅費取扱規程及び宇治市福祉こども部及び健康長寿部非常勤職員市内出張旅費取扱規程を廃止する規程

宇治市福祉こども部及び健康長寿部職員市内出張旅費取扱規程（昭和31年宇治市訓令甲第7号）及び宇治市福祉こども部及び健康長寿部非常勤職員市内出張旅費取扱規程（昭和46年宇治市訓令甲第8号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市訓令甲第3号

宇治市職員旅費取扱規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市職員旅費取扱規程の一部を改正する規程

宇治市職員旅費取扱規程（昭和46年宇治市訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削り、「手続き」を「手続」に改める。

第2条中「に定める別記様式第1号」を「別記様式第1号に規定する出勤表をいう。以下同じ。」に、「別表」を「別表第1」に、「基づく」を「よる」に改める。

第3条の見出しを「（概算払の場合の復命書の記入方法）」に改め、同条中「記載しなければ」を「金額を記入しなければ」に改める。

第4条中「よる命令」を「規定する出張命令」に、「当該出張命令欄に割印し、出張命令者に報告しなければ」を「「出張命令」欄に割印の上、当該出張命令をした者に復命しなければ」に改める。

第5条の見出しを「（復命書の回付及び保管）」に改め、同条第1項中「決裁を受けた」を「前項の規定により作成した」に、「条例第3条及び第10条の規定による計算を行い、復命書の旅費精算書欄に記入し、精算報告書に添えて会計室」を「、会計室」に改め、同条第2項中「復命書及び精算報告書」を「規定により回付された復命書」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（旅費を支給しない旅行に係る手続の特例）

第6条 旅費を支給しない旅行については、第2条、第4条及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による手続を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による省略をせずに、第2条及び第4条の規定による手続をした場合においては、前条の規定は、適用しない。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市職員旅費取扱規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に完了した旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市訓令甲第4号

宇治市職員旅費条例第10条第6項の規定に基づく昼食を伴わない場合の日当を定める規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市職員旅費条例第10条第6項の規定に基づく昼食を伴わない場合の日当を定める規程の一部を改正する規程

宇治市職員旅費条例第10条第6項の規定に基づく昼食を伴わない場合の日当を定める規程（昭和53年宇治市訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「の規定により、昼食」を「に規定する昼食」に、「を、次のとおり定める」を「は、全日当の地域につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする」に改め、本則各号を次のように改める。

- (1) 特級 1, 500円
- (2) 1級 1, 300円
- (3) 2級 1, 100円

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市職員旅費条例第10条第6項の規定に基づく昼食を伴わない場合の日当を定める規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

（揭示済）



宇治市公告第11号

農用地利用集積計画の縦覧について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成30年4月27日

宇治市長 山本 正

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

平成30年度第1号

2 関係書類の縦覧期間

平成30年4月27日以後、常時備え置くこととします。

3 関係書類の縦覧場所

宇治市宇治琵琶33番地

宇治市 市民環境部 農林茶業課

宇治市公告第12号

宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更について

宇治農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該宇治農業振興地域整備計画に係る変更後の宇治農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供します。

平成30年4月27日

宇治市長 山本 正

1 縦覧期間

平成30年4月27日以後、常時備え置くこととします。

2 縦覧場所

宇治市 市民環境部 農林茶業課

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第8号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

平成30年4月13日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 平成30年4月16日 午後6時00分

開会場所 宇治市役所501会議室

- 付議事項 1 会議録署名委員の指名について
2 会期について
3 報告
4 専決事項の報告について
5 宇治市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の報告について
6 センター長等の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程の報告について
7 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の報告について
8 宇治市生涯学習審議会委員の解嘱及び委嘱について

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業管理規程第1号

宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程の一部を改正する規程

宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程(平成2

4年宇治市水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「164,100円」を「164,700円」に、「147,500円」を「148,000円」に、「247,500円」を「248,100円」に、「9,065円」を「9,099円」に、「13,668円」を「13,704円」に、「9,886円」を「9,912円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(基本報酬等の内払)

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程(以下「改正前の規程」という。)第3条第1項において準用する宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例(平成24年宇治市条例第17号。以下「条例」という。)及び宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則(平成24年宇治市規則第21号。以下「規則」という。)並びに改正前の規程の規定に基づいて支給された基本報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、期末報酬及び退職報酬(以下「基本報酬等」という。)は、改正後の規程第3条第1項において準用する条例及び規則並びに改正後の規程の規定による基本報酬等の内払とみなす。

(揭示済)

宇治市上下水道事業告示第4号

宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成30年4月2日

宇治市長 山本 正

宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱

宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関事務取扱要綱(昭和42年宇治市水道事業告示第2号)の一部を次のように改正する。

第10条各号列記以外の部分中「定める取扱いをする」を「掲げるところにより取り扱う」に改め、同条第1号中「所要記載事項」を「記載事項」に改め、同条第2号中「領収日付欄」を「領収日付印の欄」に、「領収証書」を「当該押印した納入書等の一片の領収証書」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、収納取扱店に備え付けられた端末機で納入書等を処理する方法により収納金を受け入れたときは、当該端末機から出力される当該領収印の印影を印刷した領収証書(当該収納取扱店が定める様式であつて、管理者が認めたものに限る。)又は当該領収印を押印した納入書等の一片の領収証書のいずれかを納入義務者に交付する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市上下水道事業管理規程第2号

宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成30年4月2日

宇治市長 山本 正

宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程

の一部を改正する規程

宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道専業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「附則第7条」を「附則第7条第1項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市上下水道事業告示第7号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

平成30年4月27日

宇治市長 山本 正

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
平成30年 4月27日	木幡南山の一部、五ヶ庄戸ノ内の一部	分流式	宇治市木幡北島地内東宇治浄化センター
平成30年 4月27日	宇治老番の一部・蔭山の一部・里尻の一部・下居の一部・式番の一部・野神の一部、神明宮東の一部、羽拍子町の一部、榎島町十一の一部、小倉町東山の一部、伊勢田町浮面の一部、安田町大納言の一部、開町の一部、広野町尖山の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地洛南浄化センター



2018年（平成30年）4月13日付け宇治市公報第2193号中

ページ	欄	行	誤	正
2	右	8行目	告示第61号	告示第62号

